

寒川町災害派遣手当及び寒川町武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する
条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ 別 表（第 2 条 関 係） (略) 備 考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条に規定するホテル営業又は<u>旅館営業</u>の施設以外の施設をいう。 ～ 略 ～	～ 略 ～ 別 表（第 2 条 関 係） (略) 備 考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。 ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>